

議案第 97 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市計画税条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附則中第 17 項を第 18 項とし、第 14 項から第 16 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 13 項中「附則第 5 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 8 項から第 10 項まで」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に、「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の山陽小野田市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p><u>3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u></p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p><u>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p><u>5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p><u>3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p><u>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に</u></p>

10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を越えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額

10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を越えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

1 1 (略)

1 2 (略)

1 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1 4 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

1 0 (略)

1 1 (略)

1 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1 3 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19

19条の2第1項に規定するところによる。

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

条の2第1項に規定するところによる。

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)